明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

○国土交通省告示第千四百二十号

独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第四十六条の二第二項の規定に基づき、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構が政府出資等に係る不要財産を譲渡したときに国庫に納付すべき金額を算定する基準を次のように定める。

平成二十二年十一月二十六日

国土交通大臣　馬淵　澄夫

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構が政府出資等に係る不要財産を譲渡したときに国庫に納付すべき金額を算定する基準

（納付算定対象額）

第一条　この基準において「納付算定対象額」とは、独立行政法人通則法第四十六条の二第二項の規定に基づき、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構（以下「機構」という。）が、国土交通大臣の認可を受けて、政府出資等に係る不要財産（同条第一項に規定する政府出資等に係る不要財産をいい、金銭を除く。以下同じ。）を譲渡し、これにより生じた収入の額（当該財産の帳簿価額を超える額がある場合には、その額を除く。）から機構が当該財産の譲渡に要した費用の額のうち国土交通大臣が定める額を控除した額をいう。

（国庫に納付すべき金額を算定する基準）

第二条　機構が政府出資等に係る不要財産を譲渡したときに、国庫に納付すべき金額は、納付算定対象額に、当該財産に対する政府からの出資及び支出の合計額が当該財産の取得の日における帳簿価額に占める割合を乗じて得た金額とする。

附　則

この告示は、独立行政法人通則法の一部を改正する法律（平成二十二年法律第三十七号）の施行の日（平成二十二年十一月二十七日）から施行する。

○国土交通省告示第千四百二十一号

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構が、独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第四十六条の三第二項の規定に基づく請求を受けたときに、同条第三項の規定に基づき民間等出資に係る不要財産の譲渡により生じた収入の額（当該財産の帳簿価額を超える額がある場合には、その額を除く。）の範囲内で主務大臣が算定する金額の算定基準を次のように定める。

平成二十二年十一月二十六日

国土交通大臣　馬淵　澄夫

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構が民間等出資に係る不要財産を譲渡したときに主務大臣が算定する金額の算定基準

（払戻算定対象額）

第一条　この基準において「払戻算定対象額」とは、独立行政法人通則法（以下「通則法」という。）第四十六条の三第三項の規定に基づき、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構（以下「機構」という。）が、民間等出資に係る不要財産（同条第一項に規定する民間等出資に係る不要財産をいい、金銭を除く。以下同じ。）を譲渡し、これにより生じた収入の額（当該財産の譲渡の日における帳簿価額又は取得の日における帳簿価額のいずれか低い額を超える額がある場合には、その額を除く。）から機構が当該財産の譲渡に要した費用の額のうち国土交通大臣が定める額を控除した額をいう。

（算定基準）

第二条　機構が、通則法第四十六条の三第二項の規定に基づく請求を受け、民間等出資に係る不要財産を譲渡したときに、同条第三項の規定に基づき国土交通大臣が算定する金額は、払戻算定対象額に、当該請求を行った出資者からの当該財産に係る出資額が当該財産の取得の日における帳簿価額に占める割合を乗じて得た金額とする。

附　則

この告示は、独立行政法人通則法の一部を改正する法律（平成二十二年法律第三十七号）の施行の日（平成二十二年十一月二十七日）から施行する。

○環境省告示第八十四号

独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第四十六条の二第二項の規定に基づき、独立行政法人国立環境研究所が政府出資等に係る不要財産を譲渡したときに国庫に納付すべき金額を算定する基準を次のように定め、平成二十二年十一月二十七日から適用する。

平成二十二年十一月二十六日

環境大臣　松本　龍

独立行政法人国立環境研究所が政府出資等に係る不要財産を譲渡したときに国庫に納付すべき金額を算定する基準

一　納付算定対象額

この基準において「納付算定対象額」とは、独立行政法人通則法第四十六条の二第二項の規定に基づき、独立行政法人国立環境研究所（以下「研究所」という。）が、環境大臣の認可を受けて、政府出資等に係る不要財産（同条第一項に規定する政府出資等に係る不要財産をいい、金銭を除く。以下同じ。）を譲渡し、これにより生じた収入の額（当該財産の帳簿価額を超える額がある場合には、その額を除く。）から研究所が当該財産の譲渡に要した費用の額のうち環境大臣が定める額を控除した額をいう。

二　国庫に納付すべき金額を算定する基準

研究所が政府出資等に係る不要財産を譲渡したときに、国庫に納付すべき金額は、納付算定対象額に、当該財産に対する政府からの出資及び支出の合計額が当該財産の取得の日における帳簿価額に占める割合を乗じて得た金額とする。

○環境省告示第八十五号

独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第四十六条の二第二項の規定に基づき、独立行政法人環境再生保全機構が政府出資等に係る不要財産を譲渡したときに国庫に納付すべき金額を算定する基準の一部を改正する法律（平成二十二年法律第三十七号）の施行の日（平成二十二年十一月二十七日）から適用する。

平成二十二年十一月二十六日

環境大臣　松本　龍

独立行政法人環境再生保全機構が政府出資等に係る不要財産を譲渡したときに国庫に納付すべき金額を算定する基準

一　納付算定対象額

この基準において「納付算定対象額」とは、独立行政法人通則法第四十六条の二第二項の規定に基づき、独立行政法人環境再生保全機構（以下「機構」という。）が、環境大臣の認可を受けて、政府出資等に係る不要財産（同条第一項に規定する政府出資等に係る不要財産をいい、金銭を除く。以下同じ。）を譲渡し、これにより生じた収入の額（当該財産の帳簿価額を超える額がある場合には、その額を除く。）から機構が当該財産の譲渡に要した費用の額のうち環境大臣が定める額を控除した額をいう。

二　国庫に納付すべき金額を算定する基準

機構が政府出資等に係る不要財産を譲渡したときに、国庫に納付すべき金額は、納付算定対象額に、当該財産に対する政府からの出資及び支出の合計額が当該財産の取得の日における帳簿価額に占める割合を乗じて得た金額とする。

○環境省告示第八十六号

独立行政法人環境再生保全機構に関する省令（平成十六年環境省令第十一号）第一条の規定に基づき、独立行政法人環境再生保全機構が国庫に納付すべき財産を次のように定め、独立行政法人環境再生保全機構に関する省令の一部を改正する省令（平成二十二年環境省令第二十四号）の施行の日（平成二十二年十一月二十七日）から適用する。

平成二十二年十一月二十六日

環境大臣　松本　龍

一　国債

二　地方債

三　政府保証債（その元本の償還及び利息の支払いについて政府が保証する債券をいう。）

四　独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第四十七条第一号及び独立行政法人環境再生保全機構法（平成十五年法律第四十三号）第十五条第二項第一号に基づき環境大臣の指定する有価証券

発行所　〒一〇五―八四四五　東京都港区虎ノ門二丁目二番四号　独立行政法人国立印刷局
電話　03（3587）4294
定価　一ヵ月二、五九六円（本体二、五二〇円）　本号一部　四〇八円（本体三九〇円）　（配送料別）